

秦野市立認定こども園条例の一部を改正することについて

秦野市立認定こども園条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

秦野市立認定こども園において、地域子ども・子育て支援事業として乳児等通園支援事業を実施するため、改正するものであります。

秦野市立認定こども園条例の一部を改正する条例

秦野市立認定こども園条例（平成20年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次の1号を加える。

- (4) 0歳6か月以上の乳児及び満3歳未満の幼児（4月1日時点で3歳未満であった幼児が3歳に達したときは、その年度末までの間に限り、満3歳未満の幼児とみなす。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その乳児及び幼児並びにその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するためのその保護者との面談並びにその保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業（以下この条において「乳児等通園支援事業」という。）

第9条第2項中「又は第2号」を「、第2号又は第4号」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）をもって、その基準とする。
- 4 市長は、規則で定めるところにより乳児等通園支援事業に係る利用料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第44号 秦野市立認定こども園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(認定こども園で行う地域子ども・子育て支援事業)</p> <p>第9条 本市は、認定こども園において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第9条の規定による教育及び保育を行うほか、規則で定めるところにより、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p><u>(4) 0歳6か月以上の乳児及び満3歳未満の幼児(4月1日時点で3歳未満であった幼児が3歳に達したときは、その年度末までの間に限り、満3歳未満の幼児とみなす。)</u>に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その乳児及び幼児並びにその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するためのその保護者との面談並びにその保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業(以下この条において「乳児等通園支援事業」という。)</p> <p>2 前項第1号、第2号又は第4号に規定する事業を利用する保護者は、規則で定める利用料を負担しなければならない。</p> <p>3 <u>乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令</u></p>	<p>(認定こども園で行う地域子ども・子育て支援事業)</p> <p>第9条 本市は、認定こども園において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第9条の規定による教育及び保育を行うほか、規則で定めるところにより、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p>2 前項第1号又は第2号に規定する事業を利用する保護者は、規則で定める利用料を負担しなければならない。</p>

第1号)をもって、その基準とする。

4 市長は、規則で定めるところにより乳児等通園支援事業に係る利用料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

秦野市立認定こども園条例の一部を改正することについて

1 条例改正の背景

令和 5 年 1 2 月に閣議決定された「こども未来戦略」において、国は全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するため、保護者の就労要件を問わず、未就園児が保育施設などを利用できる制度「こども誰でも通園制度」を創設することとしました。

この制度は、令和 8 年度から「子ども・子育て支援法」に基づく給付制度として全国で本格実施されますが、令和 7 年度においては、市町村が地域の実情に応じて実施する地域子ども・子育て支援事業の「乳児等通園支援事業」として位置付けられています。

本市では、さらなる子育て支援の充実を図ることを目的に、本年 1 0 月から公立認定こども園において乳児等通園支援事業を実施するため、秦野市立認定こども園条例の一部を改正するものです。

2 令和 7 年度の実施内容

(1) 対象者

0 歳 6 か月から 3 歳未満（4 月 1 日時点で 3 歳未満であった幼児が 3 歳に達したときは、その年度末までの間に限り、満 3 歳未満の幼児とみなす。）で、保育所等に入所していないこども

※ 国の要綱では、事業の対象は 0 歳 6 か月から満 3 歳未満としているが、本市においては、満 3 歳の年度末までの児童を対象とする。

(2) 実施施設及び対象年齢並びに利用人数

実施施設	対象年齢 4 月 1 日時点	人数／日
みどりこども園	0 歳児（利用日時点で 0 歳 6 か月以上）	2 人
すえひろこども園	1 歳児（満 2 歳となる年度末まで）	3 人
しぶさわこども園	2 歳児（満 3 歳となる年度末まで）	4 人

※ つるまきこども園及びひろはたこども園は、他事業対応のため、令和 8 年度から実施

(3) 実施期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

※ 令和8年度以降は、子ども・子育て支援法における「給付制度」として実施

(4) 実施日

月曜日から金曜日までのうち3日間（今後、園ごとに決定する。）

(5) 利用時間

ア 0歳児

午前9時15分から午前11時15分まで

※ 1回当たりの利用時間は2時間（体調不良等での早退を除く。）
で、給食は提供しない。

イ 1歳児以上

午前9時15分から午後0時15分まで

※ 1回当たりの利用時間は3時間（体調不良等での早退を除く。）
で、原則、給食を提供する。

(6) 利用可能時間

ア 0歳児

こども一人当たり月10時間まで

イ 1歳児以上

こども一人当たり月9時間まで

(7) 利用者負担額

ア 利用料 900円（1時間当たり300円）

※ 国の実施要綱に基づく減免有

イ 給食費 250円（午前のおやつ及び昼食）

※ アレルギー対応等は別途協議

(8) 実施方法

一般型乳児等通園支援事業とする。

※ 専任の保育士を配置した在園児との合同保育

3 施行日

令和7年10月1日